
平成26年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

平成26年3月7日 (金曜日)

議事日程 (第2号)

平成26年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第3号 平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第4号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第5号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第6号 平成26年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第7号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成26年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成26年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第22号 築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第22 議案第23号 築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第32号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第33号 築上町監査委員の選任について
- 日程第31 議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第32 議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第33 議案第36号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第34 議案第37号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第35 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第36 議案第39号 人権擁護委員の推薦について
(追加分)
- 日程第37 発議第2号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決
議(案)について
- 日程第38 意見書案第1号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関す
る意見書(案)について
- 日程第39 意見書案第2号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関す
る意見書(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第3号 平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第4号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に
ついて
- 日程第4 議案第5号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につ
いて

- 日程第5 議案第6号 平成26年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第7号 平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成26年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第16号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 平成26年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第18号 築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 築上町簡易水道事業（築城中部地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第32号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第33号 築上町監査委員の選任について
- 日程第31 議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について

- 日程第32 議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について
日程第33 議案第36号 築上町公平委員会委員の選任について
日程第34 議案第37号 人権擁護委員の推薦について
日程第35 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
日程第36 議案第39号 人権擁護委員の推薦について
(追加分)
日程第37 発議第2号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議(案)について
日程第38 意見書案第1号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について
日程第39 意見書案第2号 東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について

出席議員(15名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 工藤 久司君
8番 丸山 年弘君	9番 吉元 成一君
10番 武道 修司君	11番 塩田 文男君
12番 塩田 昌生君	13番 中島 英夫君
14番 田原 宗憲君	15番 信田 博見君
16番 田村 兼光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君	補佐 木部 英明君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君

教育長	……………	進	俊郎君		
会計管理者兼会計課長	……………			田中	哲君
総務課長	……………	則行	一松君	財政課長	……………
企画振興課長	……………	渡邊	義治君	人権課長	……………
税務課長	……………	田村	一美君	住民課長	……………
福祉課長	……………	高橋	美輝君	産業課長	……………
建設課長	……………	平尾	達弥君	都市政策課長	……………
上水道課長	……………	加來	泰君	下水道課長	……………
総合管理課長	……………	松田	洋一君	環境課長	……………
農業委員会事務局長	…	加来	直之君	商工課長	……………
学校教育課長	……………	金井	泉君	生涯学習課長	……………
監査事務局長	……………	木部	英明君		

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第2号平成25年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を願います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第2. 議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第3号平成25年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第3. 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第4号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第4. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第5号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第5. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第6号平成26年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 164ページの社会教育費で、工事請負費が615万6,000円上がっております。説明資料を見ますと、岩丸の生涯学習センターの工事費だということがわかりましたけれども、どういう内容であるのか、御説明願いたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） 生涯学習課、宮尾です。工事の内容についてお答えします。

工事の内容につきましては、グラウンドの湧水処理192メートルほど施工します。それとあと、調理室の排水部分の改修、2階講堂の網戸の設置、1階の第2、第3研修室のエアコンの設置、それとあと、1階のトイレの洋便器の改修を2カ所、予定しております。あと、細かな部分

ありますけど、以上です、主なものは。

○議長（田村 兼光君） いいですか。宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 岩丸の生涯学習センターでございしますが、昨年、施設が傷んだということで、夏季の小学校の合宿もできなかったというようなことがございました。それで、生涯学習センターらしい整備をしてほしいと思っておったところですが、早速工事費に上げていただいたということでありがたく思っております。

今後の件ですけども、生涯学習と、そういうことの拠点として旧岩丸小学校を位置づけておりますので、まだ、多様に使っていただきたいと思っております。いろいろ知恵を働かせて有効に使っていただける、そういう施設として教育委員会等に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） もうええか。（発言する者あり）もう答弁（ ）いいじゃろ。（「ないです」と呼ぶ者あり）

ほかにございせんか。西畑さん。

○議員（4番 西畑イツミ君） ページ、135ページの8款6項2目15節に、町営住宅の解体撤去工事費が上がっておりますが、これはどこの場所で、何軒解体するのかの説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 解体工事につきましては、木造平家の空き家を中心に16戸以上の空き家が現在ありますので、それを中心に行いたいと思っております。

場所としては、南別府団地、東八田団地、海老尻団地です。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） もう1点、聞くのを忘れておりました。ページ、59ページの2款1項19目の臨時福祉給付金給付事業費9,270万上がっておりますが、この説明をお願いしたいんですが。総務費で上がってるもんですから。

○議長（田村 兼光君） 誰か。田村税務課長。

○税務課長（田村 一美君） 臨時福祉給付金ですけど、税務課、田村です。

税務課の関連としまして、低所得者の非課税世帯を調査するときに、一応福祉課の担当が税務課に来てすることはできないということで、国のお達しがありまして、税務課から非課税世帯に通知を一つずつして、申請書は多分福祉課のほうになると思うんですけど、そういう形で一応人数的には、概算ですけど、大体8,000人を予定して予算を組んでいます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 済みません。私、そのほか、上のほうばかり見てたもんですから、税務課とはちょっとわかりませんでした。非課税世帯の人については、福祉課との連携じゃなくて税務課独自でしないといけないということになったわけでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 田村税務課長。

○税務課長（田村 一美君） 税務課、田村です。非課税世帯に関しては、一人一人数値を出して、実際扶養されてる方を除くとか、それとか生活保護世帯を除くとか、それ以外の非課税世帯に対して支給するという事です。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（6番 工藤 久司君） 4款2項3目の負担金の中に、豊前広域施設環境組合の5,300万上がってますが、昨年の議会で、町長は脱退するという明言をしたにもかかわらず、この予算が上がってる説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この脱会は、新しい施設ができるようになった、その時点で脱会をする。それまでは、今の施設は引き続き、築城のし尿はそこで処理をしてもらうということで、多分おおむね3年後になろうかと思えます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（6番 工藤 久司君） 私の記憶だとそんな説明じゃなかったと思うんで、もしそういうことであれば、きちっと説明をしていただきたい。脱退をするという明言しかしてないんで。だったら、予算もないのかなと思うのが普通ですよ。ですから、3年後にどうだこうだっていうんだったら、そういうのを冒頭なりで説明するべきだと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 行政報告で私、したと思えますがね。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 幾つか質問したいと思えます。

97ページです。ごみ処理業務委託料9,500万少し出てます。それから、巡視業務委託料、この辺の説明をお願いしていただきたいと思えます。

それから次に、101ページのごみ処理業務委託料3,500万出てます。この辺の説明もお願いしたいと思えます。（発言する者あり）所管になる。ああ、そうか。じゃ所管ちょっと外そうか。じゃ、この今のじゃ2点はちょっと外させてもらいます。

次に、108ページの機械器具費1,200万、この説明をいただきたいと思います。

それから次に、121ページ、中町駐車場補助金20万出てます。これの説明をお尋ねをしたい。これ、いつからやってるのかもちょっとわかればお願いいたします。

それから、135ページ、これ聞きました。じゃ、その2点をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 産業課の田村でございます。108ページの備品購入費、機械器具費でございますが、本年度で液肥センターのバキューム車を購入するための予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） で、あとはどこ。いいか。神崎商工課長。

○商工課長（神崎 一浩君） 商工課長、神崎です。中町駐車場の補助金については、国道沿いに商店街の駐車場がありませんので、その分で地元が駐車場をつくっております。いつから補助金をやってるのかについては、後で調べて連絡をさせていただきます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いつからということで、これ、年数は定かではございませんが、あそこの駐車場をつくったとき、私は産業課において多分来たんで昭和の時代だろうと思います。ちょっと年限ははっきりしてないんですけど、そこは、昭和の時代で私が担当のときに、あそこに補助金を交付するようになって、商工会のほうが一応用地を借りて駐車場をつくるということでございますんで、もう二十数年たっております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 先ほどバキューム車、これ何で買うのかは後ほどお尋ねしたいと思います。

それから、中町の駐車場の件なんですけど、かなりの年月やってるとどうしても、これ町長にもお尋ねしたかったことなんですけども、まず必要なのか。現状、二十数年やってきた中で、例えば補助金出して、20万ほど出してあります。それから、これについて、どの部分がどの駐車場で何台借りてるのか。結果、月極めになったところもあるようで、商店でお客さんがとめていい駐車場はどこなのか。そういう整備、全くもう今、あるかないかわからないような状況である中で、実際どのように誰がとめているのか。どこにしているのか。もう、これ今、必要なのかというところが、見直すときが来てるような気がします。同じ必要というなら、必要なようにちゃんと整備、ここはこうですよという形で、誰でもとめれるんですよというようなことをやるべきではないかと思います。改めて二十数年たって、今現在、あそこで誰が使ってるのか。それは、ただ補助金

だけやるような形で、これ出さなくても、結構誰でもとめてるんじゃないかというように思います。そこんところを、必要なか必要でないのか。必要ならそれだけの整備、整備っていうか、駐車場としてここはとめられますよという形をやるのかやらないのか、その辺も含めてお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、商工会が駐車場を、たしかあそこは前、オザキさんという方が、今も所有しておりますけど、一応使用料を払って駐車場としておると。その中で、月極めの分と一般客駐車場というものを多分、分けてしとるけど、ちょっと気がつかないところがあるかもわかりませんが、はっきりまた明示ができてなければ、させるようにそれはしたいと思いますし、やっぱり商店街の皆さん、利用者はあそこにとめてると。私もあそこにはとめることも多々あります。そういうことで必要だろうとは思う。そうしないと、やっぱり公然たる駐車場というのは、実際買い物に来た人たちの駐車場というのはいないんで、これは商工会必要だということで、毎年補助金の交付申請、予算要求してきておりますんで、今回もこのように計上しておるということでございます。

○議長（田村 兼光君） 田村産業課長。

○産業課長（田村 啓二君） 備品購入のバキューム車でございますが、現在、想定しているものは4トンバキューム車でございます。これは本年度、2,000トンタンク、液肥貯留タンクも完成をいたしまして現在運用しておりますので、そういったこともあわせて、農家の要望に応えるべく、現在3台のバキューム車がございますが、これを1台ふやしまして散布体制を強化をいたしまして、液肥の利用の促進を図りたいということで当初予算に計上させていただいてる内容でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（1番 工藤 政由君） 何ページの何ということじゃなくて、この予算全体について質問させていただきますが、選挙終わった後、大体常識として暫定予算、骨格予算というような方向で大体予算を組むんだらうと思いますが、これ骨格予算というようなことで議会の報告で町長言われておりましたが、これ、どう見ても本格的な予算だらうというふうに感じます。投資的経費、投資的事業の予算も多々入ってますし、本来、選挙終わったら、その昔は、昔の話しちゃんなんです、3カ月の人件費、それと義務的な経費だけの予算で、本当に暫定予算というような格好で組んでました。

2月の2日が町長の選挙で、それから、それ当選されて、時間的な経緯のこと聞いてるんです

が、それから財政が各課の予算を集めます。その中で26日に、何ですか、議運が開かれます。それまでに八十数億のこんな分厚い予算ができて上がっているというのは非常に何か、もう計画されて、もう選挙はもう俺が当選するんだから、もうこの予算つくるといふような、そういうおごりがあったんじゃないかなといふふうに思いますが、そこで質問ですが、この予算、何月何日に誰が査定して、こういう予算ができたのか。本当にそういうふうに疑われてもしようがないような予算だろうと思いますが、まず財政課長に聞きますが、何月何日に誰が査定をして、この予算つくったのか、ちょっと質問します。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 骨格予算は骨格予算ということで、査定は私は一切しておりません。担当課、それから財政課、それと副町長という形で、政策予算というのは一切入れておりません。私は指示した予算はございませんので、冒頭、議会で申し上げたとおり、いわゆる投資的経費は継続的なもの、新規は上げておりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（1番 工藤 政由君） じゃ、さっき質問したクローラ、これ、投資的な経費じゃないんですか、これは。暫定、継続的な予算じゃないと思いますよ。それ一つとっても違うんじゃないんですか。私はそういうふうにとりますが、これ完全に投資的経費だろうと、継続的な経費でも何でもなく投資的な経費。これについちゃ当然、最高権者にあたる町長が査定して、義務的なやつであろうが何であろうが、やっぱり最低限町長の仕事じゃないかと思えますけど、その点どう思う。いつ査定したんですか、まずちょっと。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 査定については、1月15、16、17、3日間で、財政と私で査定をしまして、先ほどありましたように、4月、この3月議会の当初に上げなきゃならない事業については上げさせていただいております。査定をし、まとめて、選挙後、町長に総括といいますか、こういうものを上げました、こういうものをしましたというのを財政課のほうで説明をさして、それでオーケー、決裁をいただいて印刷、製本に回したところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（1番 工藤 政由君） もう3回目ですから最後でしょうが、これは基本的なことからね。選挙があつてますね、1月14、15、16ね、選挙があつてます。もう、たられればどうかと思いますが、これ、もし違う方が町長になられとったら、立候補した人が2人いましたけど、違う人は、もう一人の方が町長になられとったら恐らくこの予算はあり得ん予算で

しょう。だから、そういう意味において、失礼な話じゃないかと思うんです。選挙をね、選挙なめちよんかというような話になろうかと思います。さっきも言うたように、投資的な経費も間違いなく入ってると思います。そういう中で、町長が査定しなくて、選挙中に査定したということは、もう非常に失礼なことだろうと思いますが、これをここで、この予算がどうのこうのと、全体なことですから議論したとこで、もうこれを議論するしかないんでしょうけど、少し反省、反省というよりも、どう言ったらええんかな、これちょっと調子が外れたような行為じゃないかなというふうに感じますが、それはどう思いますか。（「もう答弁せんでもよかろう」と呼ぶ者あり）

○町長（新川 久三君） 結局、常識は私は外れてないと。私の指示は、骨格予算でそれぞれの課に指示をしておりますし、必要不可欠なものは当然、課で上げるべきだろうということで上げておるし、それを副町長が査定して、私は一切、最後の仕上げだけ印鑑を押したという、こういう状況でございますので、政策的なものは一切上げてないということをこの場で言明をしておきます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員、やっぱ直接予算の、直接のやつにやっぱ質問して、質疑をして、今後控えてください。

ほかにございませんか。中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） 162ページに文化財の保存修理工事費が八百数十万上がってるわけですね。これの、文化財のどういうものか、少し、ただ金額だけじゃわかりませんので、担当課長にお願いします。説明してください。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） 生涯学習課の宮尾です。文化財の保存修理工事の中身についてお答えします。

中身については、本庄の大楠の土壌改良の関係で240万ほど、船迫の湿原等の整備費で600万ほど計上しております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） その大楠のやつはわかりますけれども、窯跡公園かな、窯跡公園ですか、その内容ですね。ただ六百数十万って言ってもわからん。もう少し、ちゃんとわかると思うんですよ、執行部のほうは。資料、係からもらっと思うんですよね。ただ、六百六十何万って、私たちわかりません。だから、もう少し、少し、資料的なことある、もらっと思うんですよ。内訳について、やっぱりどういう工事をするんだということやってもらわないと、ただ、660万だと言ったら、はい分かりましたと承認することできませんよ。やはりもう少し

丁寧に説明してください。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） 生涯学習課、宮尾です。中身については、詳しく工事内容等、説明できるような資料を提出したいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） だから、職員のほうがあなたに、上に報告しとらんだらと思うんですね。もらっとるんならいいんよ。自分はもらっとらんから、後日、資料出しますと言うたらそれでいい。そういうことでしょう、内容は。ああ、いいですよ。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 今、中島議員から質問がありました件について、今、宮尾課長は、後日、資料を出すと言いましたが、これ全てについてそう言われれば全部出すんですか。所管、僕は議運のメンバーじゃありませんけど、議会始まるときに、初日にいつも委員長のほうからありますよね。議案書に載っている分は、所管外においては委員会で所管外の説明員や資料を請求してください。そして、所管についてはなるべく委員会で質問してください。これ申し合わせでこうなってるんですね。それ以外の町政一般については一般質問ですと。こうなってるんですが、今の資料を、じゃ所管外の、もしこれ所管外の件やったら所管外の説明員を委員長を通じて呼ぶと。そして、資料が必要だったら資料の請求をします。こういう手続をしてくださいって、議長なってますんで、今の質問について課長が答えたことについては、説明欄に何に使用しますというぐらいの親切味があってもいいんじゃないかなとは思ってますけれども、細かい資料については必要とされたときに出せるものと出せないものがあると思いますが、出せる範囲、議会の皆さんはチェック機関ですから出していただくと。それもちゃんとした所定の手続をして出していただくようにしますとか、何か今の答えやったら何でもやりますよ、何でも教えますちゅうことでしょう。言われたら全部出します。これ全部出しゃいい。それ説明も何もすること要らんよ。

先ほどから、僕おくれてきて申しわけないんですけど、質疑聞いていると、何か、誰が駐車場を使っていいんですかち、どの範囲か説明したらどうですかと、そういったような類いの質問が出ましたけど、これ議員の皆さんも考えてほしいと思うんです。これを質疑するもんじゃなくて、もし所管外だったら一般質問でしてくれて言いよるんやから一般質問でしてください。また、所管内やったら、なるべくここに持ち出さんと所管内で質疑してくださいやし、今回の場合は議案に乗ってるわけですから、所管外とするなら説明員を呼んで、1日じっくり時間とってますんで、予備日も1日とってありますんで、委員会でやっぱりやっていただきたい。町政一般につい

ては一般質問でやっていただくことについては不足はありませんが、これだったら、みんながルール守らんやったら、1日しか日程とってませんが、会期の延長しますか。議長、その点しっかり抑えてください。

○議長（田村 兼光君） わかりました。今、吉元議員が言うたとおり、こういうぐあいになっています。私もやっぱね……。

○議員（13番 中島 英夫君） じゃちょっと、じゃ反論させてください。私は、彼が今、吉元議員が言っておることもわかるんですよ。ただ、私は詳細なやつとか、そこまでは言っとらんよ。あくまでも仏像なら仏像、何々の仏像、例えばの話ですよ、課長。だから、どここの仏像の云々とか、窯跡公園（ ）わけでしょう。ただ、もう少し言ってほしかった。どの程度、面積、こんなことするとかいう程度、それはわかっと思うんですね。それ言ってほしいわけ。詳細に資料とかいうて、資料要求しとるわけでも何でもなし。一般論でわかる程度のやつをやってくれと。だから、職員のがあんたに上がってきとらんかもわからんから、だから、それ言いよるだけの話ね。だから、常識的なことで答弁してほしいということ言うちよる。彼が言うほど私は具体的にやれとかいう、論戦やれとか、そんなことじゃないわけ。それ理解して。

○議長（田村 兼光君） 中島議員、わかりました。わかりましたから、これからいろんな、答弁をするほうも、そういうのがあったときにはなるべくやっぱ細かい説明をするように心がけて、そのようにしてください。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 今、反論と言いましたんで私も反論させていただきます。反論と言うから。僕は、決して詳細に説明することが悪いとか言ってるわけでも何でもありません。しかし、資料の範囲で説明、（発言する者あり）議案の進行って、議事進行上の不都合があるから私は指摘をしてるわけやないですか。それについて議長に手を挙げて申し出したら、議長は質問を許したわけやから何か不足があるんですか。間違ってますかね。いいですか。資料を詳細に提出してくれとは今、言ってませんよ。しかし、説明欄では入らない部分もあると思うんですよ。だから、あらかじめ、きょうの日が来るまで時間もありません、資料も前もって配付するわけですから、議案も。納得いかないちゅうか、わからないところについて、これは本会議で聞こうか、どうしようかというぐらいの議員も配慮していただいたらスムーズにいくんじゃないかと思いません。

○議長（田村 兼光君） 今、私もそういう心構えでここには座っておりますけれども、やっぱなるだけなら、議員さん、いろんな方々の立場を考えてやりますから、それから、これから皆さん方もいろんな、したときには、本来なら質疑をされたときに言われんでも細かい子細をわかるように説明するのが、これ当たり前だと思います。今後、そういう線に沿って協力していただくことをお願いします。

議事進行します。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第7号平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第8号平成26年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第9号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第9号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第10号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第10号平成26年度築上町霊園事業特別会計予算につ

いてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第11号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第11号平成26年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第12号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第12号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第13号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第13号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第14号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第14号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会

計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第15号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第15号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第16号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第16号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第17号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第17号平成26年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第18号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第18号築上町リサイクルプラザ条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第18. 議案第19号

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第19号築上町簡易水道事業（築城中部地区）給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第19. 議案第20号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第20号築上町簡易水道事業（築城地区）給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第20. 議案第21号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第21号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第21. 議案第22号

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第22号築上町農業振興地域整備促進協議会条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 2 号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第 2 2. 議案第 2 3 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 2、議案第 2 3 号築上町農業推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 3 号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第 2 3. 議案第 2 4 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 3、議案第 2 4 号築上町固形堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 4 号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第 2 4. 議案第 2 5 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 4、議案第 2 5 号築上町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 2 5 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第 2 5. 議案第 2 6 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 2 5、議案第 2 6 号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第26. 議案第27号

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第27. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、厚生文教常任委員会に付託します。

ここで一旦、トイレ休憩をいたします。早いけど、再開は11時から。

午前10時43分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28. 議案第31号

日程第29. 議案第32号

日程第30. 議案第33号

日程第31. 議案第34号

日程第32. 議案第35号

日程第 33. 議案第 36号

日程第 34. 議案第 37号

日程第 35. 議案第 38号

日程第 36. 議案第 39号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 28、議案第 31号築上町教育委員会委員の任命についてから、日程第 36、議案第 39号人権擁護委員の推薦についてまでは人事案件です。よって、日程第 28から日程第 36までを会議規則第 39条第 2項の規定により、委員会付託を省略し、本日、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 31号から議案第 39号までを委員会付託を省略し、本日、採決することに決定しました。

日程第 28、議案第 31号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 82条の規定により、投票で同意、不同意を本日、決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は 15 人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第 32条第 2項の規定により、2番、小林和政議員、3番、宮下久雄議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効票ゼロ。有効投票のうち、同意11票、不同意3票。

したがって、議案第31号の築上町教育委員会委員に野村一成氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第29、議案第32号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日、決定したいと思います。

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、4番、西畑イツミ議員、5番、西口周治議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

任命の同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効票ゼロ票。有効投票のうち、同意14票、不同意ゼロ票。

したがって、議案第32号の築上町教育委員会委員に中嶋哲子氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

日程第30、議案第33号築上町監査委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町監査委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日、決定したいと思います。

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、6番、工藤久司議員、8番、丸山年弘議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効票ゼロ票。有効投票のうち、同意14票、不同意ゼロ票。

したがって、議案第33号の築上町監査委員に尾座本雅光氏を選任することについては、同意とすることに決定しました。

日程第31、議案第34号築上町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町公平委員会委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日、決定したいと思います。

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、9番、吉元成一議員、10番、武道修司議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

選任に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効票ゼロ票です。有効投票のうち、同意14票、不同意ゼロ票。

したがって、議案第34号の築上町公平委員会委員に進秀孝氏を選任することについては、同意とすることに決定しました。

日程第32、議案第35号築上町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町公平委員会委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日、決定したいと思えます。

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、11番、塩田文男議員、12番、塩田昌生議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

選任に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効票ゼロ票。有効投票のうち、同意 9 票、不同意 5 票。

したがって、議案第 35 号の築上町公平委員会委員に牧政江氏を選任することについては、同意とすることに決定しました。

日程第 33、議案第 36 号築上町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町公平委員会委員の任命について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を本日、決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 15 人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、13 番、中島英夫議員、14 番、田原宗憲議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

選任に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、同意 14 票、不同意ゼロ票。

したがって、議案第 36 号の築上町公平委員会に我生精二氏を選任することについては、同意とすることに決定しました。

日程第 34、議案第 37 号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案は、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で適任、不適任を本日、決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 15 名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、15 番、信田博見議員、1 番、工藤政由議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効票ゼロ票。有効投票のうち、適任 14 票、不適任ゼロ票。

よって、議案第 37 号の人権擁護委員に中村雅輝氏を選任することについては、適任とすることに決定しました。

日程第35、議案第38号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案は、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日、決定したいと思います。

ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、2番、小林和政議員、3番、宮下久雄議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効票ゼロ票。有効投票のうち、適任14票、不適任ゼロ票。

よって、議案第38号の人権擁護委員に安田美鈴氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

日程第36、議案第39号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案は、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で適任、不適任を本日、決定したいと思います。

ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、4番、西畑イツミ議員、5番、西口周治議員を指名します。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

推薦に適任とする方は適任に丸印を、不適任とする方は不適任に丸印をつけてください。どちらとも判定しがたいもの、あるいは白紙は不適任とみなします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入が終わりましたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効票ゼロ票。有効投票のうち、適任 14 票、不適任ゼロ票。

よって、議案第 39 号の人権擁護委員に久保孝吉氏を推薦することについては、適任とすることに決定しました。

このたび教育委員会委員になられました中嶋哲子さんと、人権擁護委員になられました久保孝吉さんにつきましては、10 日の本会議開会前に議場にて御紹介をいたします。

では、議場の入り口をあけてください。

〔議場開鎖〕

日程第 37. 発議第 2 号

日程第 38. 意見書案第 1 号

日程第 39. 意見書案第 2 号

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第 37、発議第 2 号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議（案）についてから、日程第 39、意見書案第 2 号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号から意見書案第2号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第37、発議第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議（案）についてから、日程第39、意見書案第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）についてまでを一括議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進議会事務局長。

○事務局長（進 克則君） 発議第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議（案）について、上記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。

意見書案第1号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）について、上記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。

意見書案第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する意見書（案）について、上記の決議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員吉元成一。平成26年3月7日、築上町議会議長田村兼光殿。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 発議第2号、意見書案第1号、第2号東九州自動車道開通に伴う地域産業振興及び経済効果向上に関する決議（案）、意見書（案）でありますので一括して説明をさせていただきます。

皆様も御存じのように、国土交通省は高速道路無料化社会実験を平成22年6月22日より椎田道路で行いました。その結果、地元地域の交通量は激減し、沿線の商業や地元物産等の売り上げは減少し、経済的に大きな打撃を受けました。その椎田道路が1年後には東九州自動車道へと切りかわります。よって、平成27年3月、東九州自動車道開通に伴い、築上町は築城インター、椎田インター、椎田南インターの3カ所が完成します。また、隣町のみやこ町、豊前市には、それぞれインター、そして上毛町にはスマートインターまで、約23キロが完成します。全国でも例のない23キロ間で6カ所のインターチェンジが完成し、みやこ豊津インター、築城インター間は2キロという最短距離です。この立地条件を活用し、みやこ町豊津インターから上毛スマートインター間を上下線どちらからでも一旦、下車し、一定時間を定め、再び高速道路へ乗ってETC車両は料金が下車したようにならないという計画をぜひ実現していただきたい。よって、築

上町、みやこ町のみならず、近隣市町の産業振興及び経済効果の向上、さらには歴史的文化の観光招致の向上を図りたいと考えています。まさに、市町全体がハイウェイオアシス計画です。

よろしく御審議の上、御採択をお願いいたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第2号から意見書案第2号までは、産業建設常任委員会に付託します。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば事務局に所定の様式で申し出てください。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。

午前11時45分散会
